

世界遺産とは

1972年、ユネスコの総会で「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」が成立しました。世界遺産とは、この条約に基づいて登録された、人類にとって顕著で普遍的な価値を有する文化財や自然環境を指します。登録された世界遺産は、国際的な制度のもと人類共通の財産として保護・保全がなされなければなりません。世界遺産には、「文化遺産」「自然遺産」「複合遺産」があり、2009年7月現在、世界で890件が登録されています。そのうち、日本の登録数は14件です。

世界遺産登録の登録基準（クライテリア i～x）

世界遺産への推薦の目安となるのが登録基準（クライテリア）です。全部で10項目あり、そのうち一つ以上を満たさなければ登録は認められません。（i）～（vi）に該当するものが文化遺産、（vii）～（x）が自然遺産です。複合遺産は両方の要素が必要です。

文化遺産の登録基準（i～vi）

文化遺産（689件登録／2009年7月）

歴史上、美術上、科学上、顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建築物、遺跡などを対象とします。

- (i) 美術・芸術
人類の創造的才能を現す傑作である。
- (ii) 生活文化
ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。
- (iii) 伝統行事・風習
現存する、あるいは既に消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- (iv) 歴史的建造物・史跡
人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体、または景観に関する優れた見本であること。
- (v) 産業・生業
ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗きれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合。
- (vi) 宗教・信仰
顕著で普遍的な価値を持つ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること（ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

なお、文化遺産登録のためには、この他に真実性の証明や、完全性の条件、国際比較などを満たす必要があります。

自然遺産の登録基準（vii～x）

自然遺産（176件登録／2009年7月）

鑑賞上、学術上、保全上、顕著で普遍的価値を有する自然の地域、または、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景などを対象とします。

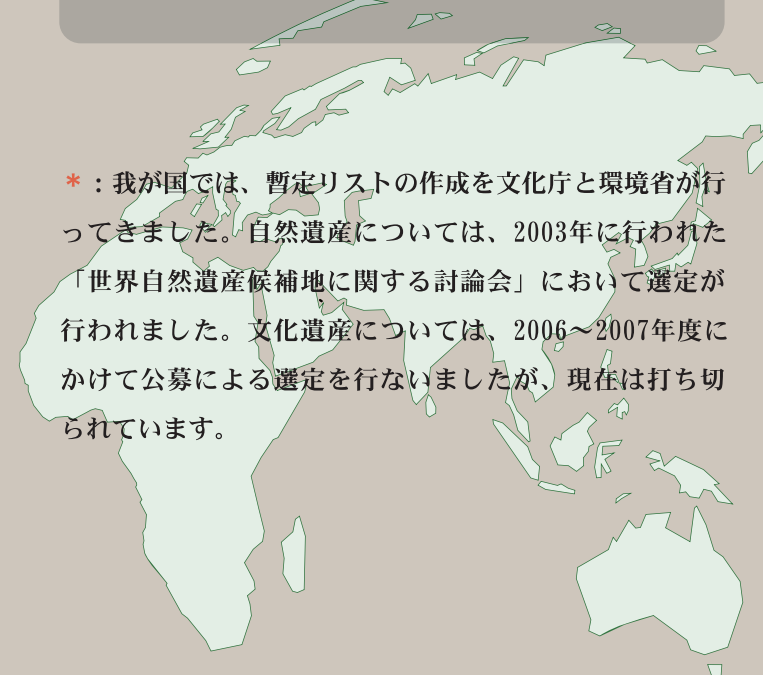
- (vii) 自然景観
類例を見ない自然美および美的要素を持つ優れた自然現象、あるいは地域を含むこと。
- (viii) 地形・地質
生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地学的過程、あるいは重要な地質学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること。
- (ix) 生態系
陸上、淡水域、沿岸および海洋の生態系、動植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。
- (x) 生物多様性
学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅のおそれのある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、もっとも重要な自然の生育地を含むこと。

複合遺産の登録基準（i～x）

複合遺産（25件登録／2009年7月）

文化遺産（i～vi）と自然遺産（vii～x）の両方の価値を有するものを対象とします。

世界遺産リストへの登録は、物件を保有しようとする国が、まず世界遺産条約の締約国になる必要があります。世界遺産リスト登録までの流れは次のようになります。



*：我が国では、暫定リストの作成を文化庁と環境省が行ってきました。自然遺産については、2003年に行われた「世界自然遺産候補地に関する討論会」において選定が行われました。文化遺産については、2006～2007年度にかけて公募による選定を行ないましたが、現在は打ち切られています。

わが国の世界遺産（14件/2009年7月）

和名	登録	分類
法隆寺地域の仏教建造物	1993	文化
姫路城	1993	文化
屋久島	1993	自然
白神山地	1993	自然
古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）	1994	文化
白川郷・五箇山の合掌造り集落	1995	文化
原爆ドーム	1996	文化
厳島神社	1996	文化
古都奈良の文化財	1998	文化
日光の社寺	1999	文化
琉球王国のグスク及び関連遺産群	2000	文化
紀伊山地の霊場と参詣道	2004	文化
知床	2005	自然
石見銀山遺跡とその文化的景観	2007	文化

わが国の自然遺産の保全について

■自然遺産地域の保全制度の適用

- 原生自然環境保全地域「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地域
- 自然環境保全地域「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地域
- 森林生態系保護地域「国有林野管理経営規程」に基づき設定し管理する地域
- 自然公園（国立公園、国定公園または都道府県立自然公園）「自然公園法」に基づき指定及び管理する公園
- 天然記念物「文化財保護法」に基づき指定したもの

世界遺産登録までのプロセス

I. 各国政府

1. 世界遺産条約を締結する。
2. 国内の暫定リストを作成し、UNESCO世界遺産センターに提出する。
3. 暫定リストに記載された物件の中から条件が整ったものを、原則として1年につき各国1物件（世界遺産を一つも持たない国を除く）をUNESCO世界遺産センターに推薦する。

II. UNESCO世界遺産センター

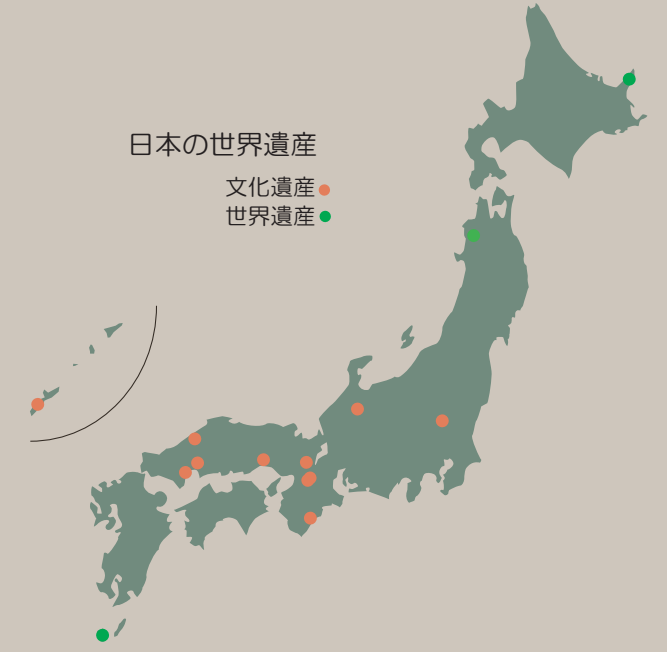
1. 各国政府からの推薦書を受理する。
2. 推薦された物件に関して、文化遺産についてICOMOS（国際記念物遺跡会議）、自然遺産についてはIUCN（国際自然保護連合）の専門機関に、現地調査の実施を依頼する。

III. ICOMOSとIUCNによる調査

1. ICOMOSとIUCNの専門家が現地調査を実施し、当該地の価値や保護・保存状態、今後の保全・保存管理計画などについて評価報告書を作成する。
2. UNESCO世界遺産センターに報告書を提出。

IV. 世界遺産委員会

1. ICOMOS、IUCNの報告に基づき、世界遺産リストへの登録の可否を決定する。



日本の世界遺産

文化遺産 ●
世界遺産 ●